

和解あっせんに関する規則

第1章 総 則

第1条 〔趣 旨〕

本規則は、定款第50条に基づき、裁定委員会における和解あっせんに関する事項について定める。本協会に加盟・登録する個人又は団体の間で生じた紛争を中立かつ公正な手続を通じて円満に解決することを目的とする。

第2条 〔手続の非公開〕

和解あっせんに関する裁定委員会の手続及び記録は非公開とする。ただし、裁定委員会は、手続の公正が害されるおそれがなく、かつ相当の理由があると認めるときは、関係者の傍聴を許すことができる。

第3条 〔言 語〕

1. 和解あっせんに関する裁定委員会の手続及び書面における言語は日本語を使用する。
2. 当事者又は関係者が外国語を使用する場合、口頭の陳述については日本語の通訳を同行し、文書には日本語の訳文を添付しなければならない。

第4条 〔代理人〕

和解あっせんに関する裁定委員会の手続において、弁護士及び裁定委員会が承認した者を除き、当事者の代理人となることができない。

第5条 〔裁定委員会の運営細則〕

裁定委員会は、和解あっせんに関する裁定委員会の手続に関して、会議その他の運営に関する細則を定めることができる。

第2章 紛争に関する和解あっせん手続

第6条 〔和解あっせん手続〕

1. 基本規則第2条に定める加盟団体、加盟チーム及び選手等は、関連する次の各号の紛争について、裁定委員会に和解のあっせんに申し立てることができる。
 - (1) 契約、所属及び移籍に関する紛争
 - (2) 本協会の規則等に関する権利・義務に関する紛争
2. 前項にかかわらず、Jリーグにおける紛争についてはJリーグ規約による。
3. 手続の開始時点で本協会に加盟又は登録しない個人又は団体は、当事者となることはできない。

第7条 〔和解あっせん委員〕

裁定委員長は、相当と認める場合には、1名又は複数の裁定委員に和解あっせん手続を担当させ、和解あっせん手続に関する裁定委員会の権限を委任することができる。

第8条 〔忌避・辞任〕

1. 裁定委員長又は委員は、当事者又は事案との間に利害関係等を認められる場合には、当該手続にかかる職務から辞任しなければならない。
2. 当事者は、手続に関わる裁定委員長又は委員に公平性を欠く事情がある場合、忌避を申し立てることができる。

第9条 〔手続の開始〕

和解あっせん手続は、当事者のいずれかによる申立があった場合に開始する。

第10条 〔申立手続〕

1. 和解あっせん手続の申立を行う者（以下「申立人」という）は、裁定委員会に対し、次の書類を

提出しなければならない。

- (1) 申立書
 - (2) 主張を裏付ける書証
 - (3) 委任状（代理人による申立の場合）
2. 申立書には、次の事項を記載しなければならない。
- (1) 当事者の氏名又は名称（法人の場合は代表者も記載する）、住所、電話番号及びメールアドレス
 - (2) 代理人の氏名、住所、電話及びメールアドレス（代理人による申立の場合）
 - (3) 申立の趣旨
 - (4) 申立の理由及び立証方法
3. 申立の手数料は1件につき金10万円（消費税等込）とし、申立と同時に納付しなければならない。

第11条 〔申立の受理及び通知〕

1. 裁定委員会は、前条に適合する申立があったときには、これを受理するとともに、申立の相手方（以下「被申立人」という）に対し、その旨を通知する。ただし、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には申立を受理しないことができる。
 - (1) 申立人が不当な目的により申立をしたものと認められるとき
 - (2) 申立人が権利又は権限を有しないと明らかに認められるとき
 - (3) 正当な代理権限を有しない者が関与する申立と認められるとき
 - (4) 本協会において既に紛争処理を行った紛争に関する申立であるとき
 - (5) 紛争解決に必要な問題に対する判断を求める申立と認められるとき
 - (6) 申立にかかる事案について、裁判所その他の機関において訴訟・調停等の手続が係属中であるとき
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、本協会が紛争処理を行うのに適当でないとき
2. 前項の通知には、申立書及び書証を添付する。ただし、裁定委員会が適当と認めるときは、その書類の一部のみを被申立人に送付し、又は申立の概要を適当な方法で被申立人に通知して、書類の全部を送付しないことができる。

第12条 〔答 弁〕

1. 被申立人は、前条の通知が到達した日から30日以内に、裁定委員会に対し、次の書類を提出することができる。
 - (1) 答弁書
 - (2) 答弁の理由を裏付ける書証
 - (3) 委任状（代理人による申立の場合）
2. 前項第1号の答弁書には、次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 当事者の氏名又は名称（法人の場合は代表者も記載する）、住所、電話番号及びメールアドレス
 - (2) 代理人の氏名、住所、電話及びメールアドレス（代理人による申立の場合）
 - (3) 答弁の趣旨
 - (4) 答弁の理由及び立証方法
3. 裁定委員会は、前2項の規定に適合する答弁があったときは、これを受理するとともに、申立人に対し、その旨を通知する。
4. 前項の通知には、答弁書及び書証を添付する。ただし、裁定委員会が適当と認めるときは、その書類の一部のみを申立人に送付し、又は答弁書の概要を適当な方法で申立人に伝達して、書類の全部を送付しないことができる。

第13条 〔資料提出方法〕

裁定委員会への各種資料等の提出は原則として、電磁的方法（電子メールへの添付又はファイル共有サービス等を利用する方法）によるものとする。特段の指定がない限り、郵送、手交その他の方法による提出は受理しない。

第14条 〔審理の方法〕

1. 裁定委員会は以下いずれか、又は複数を組み合わせて審理を行う。

- (1) 書面審理
 - (2) 聴聞（オンライン又は対面）
 - (3) 必要な第三者からの意見聴取
2. 手続は当事者双方が平等に参加できるよう配慮して行う。

第15条 〔聴聞〕

1. 裁定委員会が聴聞による審理を行う場合、当事者双方にその日時等を通知する。
2. 聴聞は、原則として当事者双方の出席のもとに開催する。ただし、当事者の一方の同意がある場合、当事者の一方が日時等の通知を受けているにもかかわらず出席しない場合又は裁定委員会が相当と認める場合は、他方の当事者のみの出席のもとに開催することができる。

第16条 〔追加資料の提出〕

裁定委員会は、必要に応じ、当事者に証拠資料その他の追加資料の提出を求めることができる。

第17条 〔審理又は調査のための権限等〕

1. 当事者の意見陳述及び証拠の提出は原則として各当事者が文書で行う。
2. 裁定委員会が申立の審理のために必要と認めるときは、利害関係人・第三者の証言若しくは鑑定人の鑑定を求め、資料の提出を命じ、その他の調査を行うことができる。
3. 前項の調査に要する費用は、原則として当事者が負担するものとする。

第18条 〔和解の成立〕

1. 当事者の申出がある場合又は裁定委員会が相当と認める場合には、裁定委員会は当事者に和解を勧告することができる。
2. 当事者間に和解が成立した場合において、裁定委員会がその和解の内容を相当と認めるときは、当事者双方に和解契約書を作成させた上で、裁定委員長が立会人としてこれに署名捺印する。
3. 前項の和解契約書には、申立手数料その他の手続費用を負担する当事者及びその割合を記載しなければならない。

第19条 〔和解案の提示〕

1. 裁定委員会は、必要又は適切と認める場合には和解案を提示することができる。
2. 裁定案は、原則として書面（電磁的方法によるものを含む。以下同様）で当事者双方に交付するものとし、裁定委員会が相当と認める場合には、その理由を書面又は口頭で説明する。
3. 当事者は、裁定案に対して諾否の自由を有する。
4. 裁定案を当事者双方が受諾した場合には、前条に従って和解契約書を作成するものとする。
5. 裁定案を当事者の一方又は双方が拒否した場合でも、裁定委員会はさらに和解あっせん手続を継続することができる。
6. 裁定案には、申立手数料及びその他の費用を負担する当事者及びその割合を記載しなければならない。

第20条 〔申立の変更、取下〕

1. 申立人は、被申立人の同意を得て、申立を変更することができる。
2. 申立人は、いつでも申立を取り下げることができる。

第21条 〔手続の終了〕

1. 裁定委員会は、和解あっせん手続の結果、和解の見込みがないと認める場合及び当事者の一方が明確に手続の終了を求めた場合には、和解あっせん手続を終了し、当事者双方に手続終了の通知を行うものとする。
2. 前項に加え、裁定委員会は、以下の場合には和解あっせん手続を終了させることができる。
 - (1) 当事者が和解あっせん手続に出頭せず、その他裁定委員会の指示に従わないため、和解あっせんが困難なとき
 - (2) 裁定委員会が、事案が和解あっせんに適しないと認めるとき

第22条 〔秘密保持〕

裁定委員会、事務局及び当事者は、本手続で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。ただし、法令に基づく場合、又は当事者双方が同意した場合はこの限りではない。

第3章 附則

第23条 〔改正〕

本規則の改正は、理事会の決議に基づきこれを行う。

第24条 〔施行〕

本規則は、2014年4月1日から施行する。

〔改正〕

2013年12月19日（2014年4月 1日施行）

2016年 3月10日（2016年4月 1日施行）

2017年 4月13日

2021年 4月 8日

2022年 2月10日

2024年11月21日

2026年 3月12日